

①

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・ ・ ・	法人名	()
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額		6	円
	当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	7	
		同上以外の場合による 益金算入額	8	
		計 (7) + (8)	9	
	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)		10	
	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)		11	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金		12	
	差 引 (12) - (11)		13	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
		当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
	前前期分 以	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(三) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「金属対策措置法」といいます。）第2条第2項《定義》に規定する採掘権者若しくは租鉱権者（以下「採掘権者等」といいます。）であるものが、措置法第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが同法第68条の44《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載し

ます。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「翌期繰越額の計算」の「期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。